

—第1次組織協議案のポイント—

1. 第1次組織協議の目的について

特例年金制度を完了させるために必要な法令上の措置を設けるため、農林水産大臣に法律改正要請を行うことを組織決定する。(実施：平成29年2月～3月)

[現行の法律による規定]

「存続組合は、第三項各号に掲げる業務がすべて終了したときにおいて解散する。」とのみ規定されている(統合法附則第25条第7項)。

2. 法律改正の要請について…法律改正の要請ポイント

特例年金の給付(年金給付)に代えて、特例手当金(一時金)を支給することにより農林年金の給付を終了することができるようにすること。

(具体的な法律改正は、特例手当金を支給するために、対象となる者や額の計算方法などを新たに規定する内容となる見込み)

3. 特例手当金の概要について

特例手当金の対象者	特例手当金の額
年金受給者 基準日において特例年金の受給権を有する者。(退職給付、遺族給付、障害給付のすべての受給者)	基準日【注1】の翌月以降の特例年金の現価相当額。 ※ 基準日の翌月分から終身にわたり受給する年金(平均余命相当分の年金)の総額を一定の割引率により割り引いた額。
年金未裁定者 基準日において特例年金の受給権を有しないが、統合前の農林年金への加入期間が1年以上ある者。	支給開始年齢に達する日の翌月以降の特例年金の基準日における現価相当額。 ※ 支給開始年齢に達する日以降に支給される年金(平均余命相当分の年金)の総額を一定の割引率により割り引いた額から、さらに基準日から支給開始年齢までの生存率と一定の割引率により基準日まで割り引いた額。

【注1】 「基準日」とは、特例年金を廃止し、特例手当金の支給に切り替える基準となる日をいう。

【注2】 特例手当金を受ける権利は、基準日から5年で時効消滅。

4. 基準日の設定について

基準日の設定については、法令等により定められることになることが予想される。受給者等への周知期間の確保や財源調達の方策等の検討など、制度完了にかかる諸課題に取り組むこととし、基準日が遅れると特例年金給付のコストが増加することから、収支均衡下での制度完了を図ることができるように早期の基準日設定を求めていくこととする。

5. 制度完了と財政試算について(平成 31 年 3 月 31 日を基準日と想定した場合)

試算結果【注 3】では、団体が納付する特例業務負担金収入（負担率 2.04%、負担期間平成 43 年度末まで）の範囲内で制度完了が可能となっている。

制度完了のための財源(約 3,010 億円)		制度完了のために必要な費用(約 2,780 億円)	
①保有積立金見込み額 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	510 億円	④手当金の支給に必要な費用計 ア. 年金受給者(1,360 億円) イ. 年金未裁定者(1,130 億円)	2,490 億円
②特例業務負担金の収入見込み額 ※平成 31~43 年度までの見込額。	2,490 億円	⑤財源調達に係る費用	120 億円
③その他収入(運用収入・国庫補助)	10 億円	⑥固定的事務費	170 億円
		⑦リスク対応分(職員数の減・割引率等)	230 億円

【注 3】 特例手当金の算定に用いる割引率を厚生年金の平成 26 年財政検証結果で設定された利率を基に仮定しているなど、一定の前提を置いて試算したものの。

6. 特例業務負担金の会計処理の検討状況について

特例業務負担金の会計処理については、現行の「拠出時費用処理」を継続する方向で関係機関での協議がすすめられている。

7. 第2次組織協議に向けての課題等について

- 所要財源の早期確保については、長期前納による調達を最優先に取り組むことを基本とした財源調達方法について検討する。
- 協同会社化や組織変更が行われても特例業務負担金の対象とするためには、現行の指定法人制度を活用することになるが、制度完了に向けた負担認識の共有化（モラル・リスク）について申し合わせ等を行うことを検討する。
- 特例手当金の税制上の取扱いについては、関係省庁と協議・確認を行う。

8. 個人記録整備のための各団体における取り組みについて

- 手当金の対象となる人のうち 4 万人の住所情報が収録されていない。
- このままでは、基準日に特例手当金の支払いができないことから、団体の協力を得て住所不明者の調査を実施する。

9. 今後の取り組みについて

第 1 次組織協議後において、継続検討課題としている会計処理や財源確保、収支均衡下での制度完了に影響が生じるような場合には、改めて組織に諮ることとする。